

令和7年度（2025年度）熊本県病院・診療所電子処方箋活用・普及促進事業費
補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、電子処方箋の活用及び普及を促進し、医療費適正化の推進に資するため、電子処方箋管理サービスの導入等を行う病院又は診療所（以下「病院等」という。）に対し、その導入に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」（令和7年3月4日付け医薬発0304第5号）、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」（令和7年3月4日付け厚生労働省発医薬0304第64号）及び「熊本県補助金等交付規則」（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要項に定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、熊本県内において健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院等を開設する者（以下「交付対象者」という。）が当該病院等において行う次の（1）から（3）の事業とする。

ただし、交付申請時点において、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」を受けているものに限る。

- （1） 電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する病院等職員への実地指導等を実施する事業
- （2） 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」、「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」、「マイナンバーカード署名」、「処方箋ID検索」、「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- （3） 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業

(補助対象経費)

第3条 前条(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 次の表の第3欄に定める基準額と第3条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(要領に基づき基金から交付された補助金を除く。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率	5 補助上限額
第2条(1)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	4,866千円	1/6	811千円
	病院(大規模病院以外)	3,259千円	1/6	543千円
	診療所	388千円	1/4	97千円
第2条(2)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	1,356千円	1/6	226千円
	病院(大規模病院以外)	1,002千円	1/6	167千円
	診療所	245千円	1/4	61千円
第2条(3)の事業	大規模病院(病床数200床以上)	6,022千円	1/6	1,003千円
	病院(大規模病院以外)	4,059千円	1/6	676千円
	診療所	542千円	1/4	135千円

※表中の金額はいずれも税込み

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に定めるその他知事が必要と求める条件は、次のとおり

とする。

- (1) オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なH P K I カード等の保有も含む）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施していかなければならない。
- (2) 県が本事業とは別に実施する電子処方箋に関する取組（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供、ポスター提示、リーフレット配布、デジタルサイネージ表示等）について協力を求めた場合、これに協力しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 県の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考

欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。

(12) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(13) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(14) (1) から (13) までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返還を求めることがある。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号（交付申請書（兼）実績報告書（兼）請求書）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第16条に規定する補助金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

3 第2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年度熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 交付申請日において、業務上の行為により法令に違反し行政処分を受けている者

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書の提出をもって実績報告の書類に代え、規則第6条の規定により、様式第2号（交付決定通知書（兼）交付確定通知書）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 第5条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

(3) 不正に補助金の交付を受けていたとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定により様式第3号により申請者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は、全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(不当利得の返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この交付要項に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要項は、令和7年（2025年）7月14日から施行する。